

「(仮称) 大阪府福祉のまちづくり条例ガイドライン (素案)」に対する意見  
提出用紙

所属	公益社団法人大阪聴力障害者協会
委員氏名	大竹浩司

## ■ガイドライン (素案) の構成や作成プロセス等に関するご意見

## 大阪府福祉まちづくり条例の条例前文

障害者差別解消法が平成 28 年 4 月から施行されるが、不当な差別的扱いの禁止や合理的配慮の提供 (行政は法的義務で、事業者は努力義務) をとりあげている。障害者差別をなくしていく視点から、当法の説明を入れて民間建設業者にも周知されたい。

## 音声に代わる手話、文字、サイン (絵など) 情報の表示機器

現行ガイドラインには、「フラッシュベル」「電光表示板」の語句が使われているが、現在は、いろいろな製品が開発されている。そこで、手話で会話できるようにするための顔や胸上部が見えるモニターや文字情報や様々な図や写真を表示できるディスプレイが普及しているので、例えば「手話会話ができるモニター」「文字情報や様々な図などを表示できるディスプレイ」というふうに、統一表示されたい。

■ガイドライン（素案）の内容に関するご意見

番号	該当ページ または項目	ご意見等 (理由等を含め、できるだけ詳細にご記載ください)
12	図 2.4	呼び出し設備（インタホーン）として音声のみのインタホーンだけでなく、内部の関係者（警備員含む）の顔が見えるモニターを図として加えておく。理由→聴覚障害者の訪問者に内部からの声だけでは対応できない。
32	乗客への情報提供。表示	緊急時には音声による案内を行なう。→「電光表示板やディスプレイ（モニター）による文字情報」を加えること。理由：音声だけ「行う」とあり、ほか項目の電光表示等は「望ましい」と書いてあり、聴覚障害者を軽視している。
33	図 4.1EVのディテール	文字情報伝達のためのディスプレイやモニター（顔や手話会話ができる範囲）を一般用ボタンの上に図示すること。非常時に外部者と手話会話、またコミュニケーションボードによる意志疎通ができるようにするため。
44	便器	女性用には、用便中を外部に知らせないよう、音楽を流すとか水音を流す装置があるが、この場合は装置が起動中とわかるサインを示す視覚情報機器をつける。理由：この音が流れている時が聴覚障害者にはわからない。
45	冷暖房設備	フラッシュランプを「文字情報やこれに代わるサインを表示できるディスプレイ」に変える方がよい。理由：フラッシュランプは10年ぐらい前の情報伝達方法として普及したが、現在はユニバーサルデザインによるいろいろな製品が出ているし、「ディスプレイ」の方が現実的でよい。
45	非常時のための設備	上に同じ
49	図 8.8 その他の便所	立面図に呼び出しボタンの他にディスプレイとわかる図を入れる。理由：呼び出しボタンが音声による連絡取り合いなら、視覚情報ができるモニターが必要。、なおこのディスプレイは緊急情報を映すにも役に立つ。
66	浴室	浴室とトイレが一体化したハコも含めて、緊急情報が文字情報やこれに代わるサインがわかるディスプレイを備える。理由：寝室使用だけでなく入浴、用便中に緊急事態が起きる場合を想定して。

67	その他の設備	上に同じ
69	図. 10.6	文字情報やこれに代わるサインがわかるディスプレイの図に変える方がよい。理由：現在はいろんな製品が開発されている。
70	図. 10.7	浴室の鳥瞰図にも文字情報やこれに代わるサインがわかるディスプレイの図を入れる。理由：密室でも視覚情報を伝えられるよう促す。
72～ 73	脱衣所（更衣室含む）	緊急連絡用の文字情報やこれに代わるサインがわかるディスプレイを備える。理由：聴覚障害者だけ入室する場合にも対応できる。
73	新規	理由：上記をわかりやすく絵で表示
102	カウンターの ある店舗	「電光板」から「文字情報やこれに代わるサインを表示するディスプレイ等」に変える方がいい。理由：現在はいろんな製品が開発されている。
107	図 19.6	上記ディスプレイを図示する。理由：聴覚障害者だけでなく視覚情報を必要とする人が多く潜在するので、この図示で強く意識させたい。

「(仮称)大阪府福祉のまちづくり条例ガイドライン(素案)」に対する意見  
提出用紙

所属	関西鉄道協会
委員氏名	小田 昇

■ガイドライン(素案)の構成や作成プロセス等に関するご意見

質問

- ・ 委員所属団体以外のガイドライン適用事業者団体に対する意見等のとりまとめの方法とその時期について



「(仮称)大阪府福祉のまちづくり条例ガイドライン(素案)」に対する意見  
提出用紙

所属	社会福祉法人 大阪手をつなぐ育成会
委員氏名	小尾 隆一

■ガイドライン(素案)の構成や作成プロセス等に関するご意見

1 項目立てについて

「知的障害・発達障害支援設備」の項目を立ててください  
多くの建築物における事項から分けし方が分かりやすいため

2 知的障害・発達障害向けの標識及び案内設備の項目を上記の中で整理してください

3 案内所での対応マニュアル(知的障害・発達障害を含む)の整備を追加してください

4 写真やイラストを挿入した「わかりやすいパンフレット」やコミュニケーションボード、絵カードなどのコミュニケーション支援ツールの整備を追加してください

5 IT・ICT技術の導入による情報提供の工夫を追加してください。  
(例示)音声入力による券売機など

「(仮称)大阪府福祉のまちづくり条例ガイドライン(素案)」に対する意見  
提出用紙

所属	生活衛生同業組合 大阪興行協会
委員氏名	酒井 政夫

■ガイドライン(素案)の構成や作成プロセス等に関するご意見

福祉タウン推進グループの皆様方に於かれましては、府民目線での視点から条例ガイドライン作成のご努力に敬意を表します。

この度事務局が作成されたガイドラインにつきましては、私自身専門的な知識や経験等を有していませんので各項目とも事務局素案を支持いたします。

時代の流れや環境の変化等による見直しには、当然利用者の利益向上に繋がらなくてはなりません。

スタッフの皆様方は、常に安心・安全な街づくりを念頭に研鑽を重ね、ご尽力されておられます。

また、他府県と較べても、一段高いレベルを目指しておられると思います。

高い目標を達成することは、並大抵ではございませんがその為には、利用者の意見を好く聞くことが何よりも肝要かと思えます。

その意見は、現状では無理としても、こうすれば実現できるという、道筋を示して頂きたく切にお願いします。

ガイドライン(素案)の103ページ・108・109Pをご参照ください。

一例として、大阪興行協会での障がい者の方からのご指摘と要望を紹介します。

近年、映画館はシネコン(複合劇場)が主流となりました。

車椅子ご利用の身障者の方から、「車椅子席の場所が見づらい所にある。客席中央に設けて欲しい」との要望です。(実際は安全面を配慮して、ドアと通路の近くに設けています。)

スタジアム形式(階段状)の中央に車椅子席を設けることは、現状では無理です。

ここで結論を出すと話は前に進みません。

これから建設する劇場では、実現の可能性があります。

関西発の身障者専用のバリアフリー劇場を建設することです。(東京では昨年オープン)

聴覚障がい者の方へ字幕表示、視覚障がい者の方へは音声ガイドで映画を鑑賞していただけます。

身障者の方々に喜んで頂けるよう、努力して参ります。

その他素案の41P、79P、94Pの項目

生衛法・興行場法・消防法・建築基準法などとの整合性や関連を調査しています。

「(仮称)大阪府福祉のまちづくり条例ガイドライン(素案)」に対する意見  
提出用紙

所属	一般財団法人 大阪府視覚障害者福祉協会
委員氏名	城本 徹夫

■ガイドライン(素案)の構成や作成プロセス等に関するご意見

■ガイドライン（素案）の内容に関するご意見

番号	該当ページ または項目	ご意見等 (理由等を含め、できるだけ詳細にご記載ください)
	【6】P. 30～	エレベーターは建物の角に設置されることが多く、照明が暗くて表示等が読みにくい場合がある。P. 38のエスカレーター同様、エレベーター乗り口は、適当な照明を配慮してほしい。

「(仮称)大阪府福祉のまちづくり条例ガイドライン(素案)」に対する意見  
提出用紙

所属	島根大学
委員氏名	田中 直人

■ガイドライン(素案)の構成や作成プロセス等に関するご意見

【今後の取り組み方針について】

- 設計者がきちんと理解することができるように、周知が必要。  
説明会等の開催により、周知を図る必要がある。
- 設計者だけでなくクライアント、管理者を含め福祉のまちづくりへの理解を深め、多様なニーズをしっかりと把握するよう教育することが大事である。
- 勉強会だけではなく推進委員会(審議会の前身)の際の研究会のような取り組みも必要。

【ガイドラインの内容について】

(総論)

- 条例の適用対象がなぜその用途規模なのか説明すべきである。
- 基準には数値規定と性能規定がある。性能規定の例は床の滑りなど。  
性能の基準については、総論で基準の読み方を書く必要がある。
- ユニバーサルデザインは基準だけではなく、その基準を読む心が重要である。  
「基準を読む心」を持って、使い手のニーズ・意見を汲み取り、設計に当たることが望ましい旨を総論に記載すべき。

(各論)

- 図表等ビジュアルも駆使し、わかりやすい図書とすることが望ましい。ただし、図化しただけでは、設計者は何も考えずにそのまま使ってしまうため、各論の中でも「なぜその寸法なのか」といった意図がわかるようにしておく必要がある。  
(設計者がきちんと考えて設計するような工夫)

「(仮称) 大阪府福祉のまちづくり条例ガイドライン (素案)」に対する意見  
提出用紙

所属	障害者の自立と完全参加を目指す大阪連絡会議
委員氏名	西尾元秀

■ガイドライン (素案) の構成や作成プロセス等に関するご意見

○府の実施している、差別解消ガイドライン検討や経過、パブリックコメントでの障害者意見の内容も踏まえ、「府まち条例」課題の抽出を行う必要がある。(先日行われた、大阪府・差別解消部会の意見聴取(アンケート)では、ある障害団体からエレベーターのサイズに関する意見があげられていた。そのようなものも検証の材料の1つとするべきでは、ということ。)

○条例ガイドライン見直しに際しては、法の整合性だけを意識するのではなく、共同住宅のように、大阪府の実態に即した「課題の抽出」と「実態調査」が必要となるが、それらをすべて審議会・検討部会で進めることになると膨大な会議回数となる。課題に対応した専門部会を立ち上げ、実態調査と改訂素案作成まで進めさせてはどうか。

○日本は昨年、障害者権利条約の批准も果たし、国内法の改正も進められてきた。「府まち条例」改正にあたっては、基準の見直しだけでなく、前文の改正が必要だと考える。具体的な意見として、「障害者権利条約」に謳われている「他の者との平等を基礎とする」という文章・理念を、基本的な視点として加えるべきと考える。

○「府まち条例」に「駅員の配置」に関する項目を加えて頂きたい。

「駅舎の駅員無配置(無人駅)」が障害者等、移動制約者の円滑な移動を困難にさせているということを踏まえ、何らかの具体的な記載をするべきと考える。

■ガイドライン（素案）の内容に関するご意見

番号	該当ページ または項目	ご意見等 (理由等を含め、できるだけ詳細にご記載ください)
	前文	日本は昨年、障害者権利条約の批准も果たし、国内法の改正も進められてきた。「府まち条例」改正にあたっては、基準の見直しだけでなく、前文の改正が必要だと考える。具体的な意見として、「障害者権利条約」に謳われている「他の者との平等を基礎とする」という文章・理念を、基本的な視点として加えるべきと考える。
	その他	「府まち条例」に「駅員の配置」に関する項目を加えて頂きたい。 「駅舎の駅員無配置（無人駅）」が障害者等、移動制約者の円滑な移動を困難にさせているということを踏まえ、何らかの具体的な記載をするべきと考える。

「(仮称)大阪府福祉のまちづくり条例ガイドライン(素案)」に対する意見  
提出用紙

所属	公益社団法人 大阪府建築士会
委員氏名	西田多美子

■ガイドライン(素案)の構成や作成プロセス等に関するご意見

- ・●:法・条例の基準、♡:望ましい整備、☆:設計上参考となる基準を基準・図の両方で解説しており、大変使いやすいと思います。
- ・最初に条文や沿革があると、事業者や府民の方は見る気がなくなると思われます。序章の内容は「大阪府福祉のまちづくり条例について」として後編にしたほうが利用度と理解度が上がるのでは。対象かどうか、基準が知りたいという人は、後編でも必ず見るので。条例前文のみ前編最初に。
- ・高齢者、障がい者等の中に含まれますが、国の方針として重視されている妊婦への配慮、子育て支援について、目的のところで積極的に触れるべき。内容全般でも配慮は当然。
- ・いきなり各部位についてのみ書かれているのは、審査する側の視点ではないでしょうか。作る側の視点、利用する側の視点から考えると、それぞれの立場の方が、どのようなことに困るのかという、全般的なことや部位共通のことをまず把握したい。その後に各部位のこと。
- ・上記により一例に過ぎない各部位の説明や数字の意味するところが理解できるし、与条件の範囲で柔軟な判断によりよりよい計画ができると思います。
- ・高齢者、それぞれの障がい者、妊婦、子育て中などの立場の方の必要条件や困るところなどは、当事者からよく意見を聞いて、長い文章ではなく簡潔な箇条書きに。
- ・
- ・検討するための時間が短すぎると思います。
- ・国のガイドラインや他府県の資料、良くない事例などと照合しながら、ゆっくり丁寧に見る時間がほしい。

## ■ガイドライン(素案)の内容に関する意見

番号	該当ページ または項目	ご意見等 (理由等を含め、できるだけ詳細にご記載ください)
1	はじめに(本書目的)	「ユニバーサルデザインの理念をふまえて・・・」本書にこのことを配慮している文面は必要と考えます。(見当たりません。)
2	全ページ	●:法・条例の基準、♡:望ましい整備、☆:設計上参考は、図中ではなく、毎ページ入れるほうが、図が煩雑にならなくて見やすい。
3	序章 3～6	使う人の立場になっていません！ 表→詳細 は見にくいです。わかりにくいです。 建物全体の平面図(アイソメ図)を表と詳細の間に入れる必要があると思います。 建物平面図でどこが check ポイントか(ex.出入口、EV・・・)把握したいです。 増築の場合⇒既設建物のどこまで適用するかを図示とか。 非住宅建物の場合、住宅建物の場合、小規模建物の場合とか・・・
4	法・条条文	漢数字を算用数字表記にできないのでしょうか？ 条文を照合しにくいので。
5	条文のあと	この建物に何がわかるか、玄関・廊下・WC・オストメイト用設備など、一目でわかるマトリックス(表)があればわかりやすい。(以前申請時に使われているチェックリストなど)
6	6、18、75、108 ほか	単位がバラバラ。cmならcmで統一すべきではないでしょうか。 条文がそうになっている部分でも、ガイドラインの図ではわかりやすく書き換えるほうがよいと思います。
7	26	単位が不明。単位がなければmmというのは建築関係者にしかわからない。どこかに明記。
8	50	図 8.6 表の単位がない。
9	85	図 13.2 単位がない。
10	87	図 13.6 キャプションが必要だと思う。
11	14	図 2.7 自動式引き戸 文字位置ずれ。図 2.8 引き戸引き残し部分建具の点線みにくい。
12	10と12と14	図 2.3 視覚障害者誘導ブロックの敷設 では、自動ドアと誘導ブロックはアキ寸法 30cmですが、図 2.7 では、おそらく30cm以上の図になっているし、風除室に連続した誘導ブロックの表記がない。また、図 2.2 マットスイッチは 100cm以上となっている。 視覚障害者のための誘導ブロックとマットスイッチは、全く違う目的であることはわかっているが、実際設計するとき、どうすればいいの？となるのではないかと注釈を入れる等の対策が必要だと思う。
13	76	12項目で標識がありますが、重複しても各項目でも、関連の標識サイン、点字に

		ついでの内容があれば使いやすい。
14	98	17 項目「子育て支援設備」は、国策上もつと前にもってくるべき？（たとえば 11 項目の後） 古くからの設計者や事業者でも見落とししやすい部分と思われます。
15	参考資料	点字サインについて、設計・監理者や施工者、事業主が正しいかチェックするための資料をつけてほしい。現状は、サイン業者に任せていることが多い。危険を伴う部分なので、照合する資料がほしい。
16	その他	視覚障がい者誘導ブロックの扱いについて、行政庁によって異なる現状を整理しなくてよいのでしょうか。

「(仮称) 大阪府福祉のまちづくり条例ガイドライン (素案)」に対する意見  
提出用紙

所属	関西福祉科学大学
委員氏名	三星 昭宏

■ガイドライン (素案) の構成や作成プロセス等に関するご意見

【今後の取り組み方針について】

- 総論と計画概論に書くべきは、理念・計画論・設計論。  
国ガイドライン (建築・交通) にも一定の内容が記載されているが、大阪府ガイドラインとしては、さらに次の内容を記載するべきと考える。

(全体的な考え方・理念等)

- ・ 障がい者の自立・ユニバーサルデザインに関すること  
「バリアフリー」が目的ではなく、障がい者の自立 (自立支援型福祉社会) をめざすことが目的である。誰もが安心して出かけられるまちづくり、使いやすい設計により、その社会参加と自立が実現すると考えられる。  
トイレや駐車場の利用集中の課題に対する機能分散の手法も記載しておきたい。
- ・ 地域の特性による内容  
全国的に見ると大阪は都市部なので、駅前などのシームレス (つなぎ目のない) なバリアフリー設計について記載すべき。
- ・ 多様なニーズ、新しいニーズに関すること  
障がい特性の理解とその特性から必要となる配慮についても記載が必要。  
知的・発達・精神障がい者に対する配慮
- ・ ガイドラインのタイトルによるが、駅・道路等公共施設の扱いをどうするか。

(計画論・設計論)

- ・ 目的や目標を実現するための設計の考え方・設計手法を示す。  
(数値基準だけでない。それを上回る設計へ誘導する記載が必要)
  - ・ 公的施設の当事者参画・参画事例ー計画・設計・最終・事後段階における参加
  - ・ 小規模店舗における改善事例
- その他、記載を検討したい項目
    - ・ 防災や避難のバリアフリー
    - ・ 観光施設や寺社仏閣のユニバーサルデザイン

